

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

1 日時 平成29年1月12日（木）17:43～17:52

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授

委員 八代 尚宏 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<関係省庁>

村田 有 内閣府民間資金等活用事業推進室参事官

野村 周弘 内閣府民間資金等活用事業推進室参事官補佐

今井 基貴 内閣府民間資金等活用事業推進室主査

山川 剛志 内閣府民間資金等活用事業推進室主査

<事務局>

藤原 豊 内閣府地方創生推進事務局審議官

（議事次第）

1 開会

2 議事 指定管理者制度の二重適用の解消について

3 閉会

○藤原審議官 時間が少し押しておりますので、進めさせていただきます。

二重適用の問題ということで、特区諮問会議でも議論があった点でございますが、前回、行政財産の貸付けと第三者への転貸契約ということの組合せということに加えて、それが本来の目的に資するものかどうかというところで、場合分けをして考えようといったお話だったわけでございますが、このあたりはまだ提案者である福岡市のほうとしても中々難しいというお話だったわけでございますけれども、そのあたりを受けて、また本日、新たな御提案をしていただくということでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

鈴木先生、お願ひしてよろしいでしょうか。

○鈴木委員 どうもお待たせしまして、恐縮でございます。

早速でございますけれども、御説明をよろしくお願ひいたします。

○村田参事官 資料につきましては、ただいま調整中の案件でございますので、非公表でよろしくお願ひいたします。

今お話のありましたとおり、総務省と調整をしているところでございます。私どものポジションというのは、この転貸スキームというのが公の施設の設置の目的の内外にかかわらずできるということを主張しております。

一方で、総務省は、公の施設の設置の目的の内外によって、それは制限されるのだというポジションであります。そこで、今ずっとやりとりをさせていただいているところです。年末を含めて、年始もやらせていただいているところです。

私どもが、できるということを主張している根拠が、こちらのペーパーの「2. 根拠」の部分でございます。同じようなPFI法の69条の6項の転貸スキームと同じような仕組みが、港湾法の54条の3の第7項というものがございまして、民間事業者が公の施設である行政財産を借り受けて、これを権原として特定の第三者に転貸している事例がございます。港湾法でこういう規定があって、実際に那覇の国際コンテナターミナル会社がこの規定に基づいて転貸しておるのですけれども、こういう事実があって、この法律があるにもかかわらず、なぜ私どものPFI法の69条の6項でできないのかということを、今申し上げているところです。それに対する明確な回答は現時点ではございません。

○鈴木委員 非常に理路整然とした攻め方だと思うのですけれども、そうしますと、問題はどうしたらいいですか。回答を待つしかないという状況なのですかね。事例は那覇だけなのですか。

○村田参事官 調べてみれば、他にもある可能性はあります。

○八代委員 向こうの言い分というのは、全くないのですか。なぜダメかという言い分は聞いておられないのですか。

○鈴木委員 何かシャドーボクシングをしていてもしょうがないので、相手が欲しいですね。

○八代委員 例えば、こういう場合はダメだとか。

○村田参事官 過去の判例とか国有財産法、要は最高裁の判例などに基づいてどうなっているのかとか、そういう細かい話を延々とやっておるのですけれども、ただ、事実としてこの法律があって、事例もあるわけなので、この港湾法とPFI法が、地方自治法の特例という観点からすれば同じ位置付けだと思っていますので、なぜ港湾法はできてPFI法でできないのかということを私どもとしては主張しております。

○鈴木委員 例えば、両省で意見が割れた場合に、内閣法制局を持っていくとかという手はないのですか。

○村田参事官 それも一つの方法だと思いますが、今もう少し議論をさせていただきたいとは思っております。

○鈴木委員 持っていくのでも、一応相手側の主張がないと、中々厳しいですね。

○八代委員 一つの可能性としては、港と特定すれば問題ないけれども、PFI法だと何が対象になるのか分からぬということで、転貸借が望ましくないケースがあり得るということではないかと思うのですが、その場合は一種のポジリストというかネガリストというか、

こういうものはダメですよと。

○鈴木委員 ネガティブリストを挙げてこいということですね。

○八代委員 そうです。それ以外はというやり方も一つはあると思うのです。

○村田参事官 私どもは、今の話はPFIで特にコンセッションに限っての話ですから、何でもかんでもという話をしているわけではありません。公共施設等の運営を民間に委ねるということで、委ねるに当たっては議会の関与が当然あるわけですから、そういう意味では、そこらの民間事業者の方が勝手に貸すという話ではないとは認識しております。大雑把に言うと、そんな認識でおります。

○八代委員 ただ、相手の反対理由が分からないと責めようがないわけで、政治的な理由も含めて、その総務省を呼んできて聞いたらダメなのですか。

○藤原審議官 まさにこの前も原先生からもお話がありましたけれども、総務省を呼ばないといけないようなシチュエーションだと思います。これは総理の前でも高島市長からも、あまり時間がかかるようであれば、思い切ってPFI法改正なり特区法改正でむしろPFI法の特例措置を設けるべきではないかとの提案がなされ、それに多くの諮問会議の委員の方も同意をされている案件でございます。今のところ、私どもとPFI室のスタンスは一致しておりますので、またタイミングを見計らった上で、いよいよ総務省を呼んで、ここでワーキングの方々とやっていただくことも視野にというか、緊急にそういう形をやらざるを得ない状況になりつつあると思っています。

PFI室も、そんな感じでよろしいですか。

○村田参事官 はい。

○八代委員 一つだけ、福岡市でも転貸するというのは、事業のイメージとして具体的にこういうことをやりたいというのがあるのですか。

○藤原審議官 諮問会議でも言っていますのは港湾のターミナル施設なのですけれども、店舗といったことが主でございますが、場合によっては色々な他の施設もあり得るということです。

○村田参事官 特に福岡市が気にしているのは、既存のMICEの施設がありまして、今のガイドラインの案では、それを整理するとかというのが中々難しいという話を聞いております。

○八代委員 分かりました。

○鈴木委員 福岡市を呼ぶ必要はないということですね。

○藤原審議官 福岡市は、主張ははっきりしておりますので。

○鈴木委員 それでは、引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

○村田参事官 ありがとうございました。

○鈴木委員 本音で言うと、総務省は何が嫌なのですか。

○村田参事官 コンセッションは比較的新しい制度ですから、既存の制度の運用や解釈とぶつかることは多々あります。今議論している地方自治法の話は条文に明確に書いていな

いですから。

○鈴木委員 そのリスクは取りたくないということですね。

○村田参事官 そこはよく分からぬですね。

○鈴木委員 分かりました。ありがとうございます。